The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	クエンカ都市法における判事裁判と神明裁判に関する一考察
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 2012, 36, p. 73-91
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98008
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

クエンカ都市法における判事裁判と神明裁判に関する一考察

大内　一

クエンカ都市法[1]は、カスティーリャ国王アルフォンソ８世（在位1158-1214年）によって、1189年あるいは1190年にクエンカ市に賦与され、その後の市会による改正や再編および歴代国王によるその追認を経ながら、13世紀半ば頃までに拡大都市法として成立したものである。筆者は、このクエンカ都市法を翻訳すると同時に、その諸規定を通して当時のカスティーリャ都市社会の諸相を考察する目的で長年にわたって本誌に「クエンカ都市法－試訳と解題－」[2]を掲載してきた。本稿は、そのクエンカ都市法の翻訳を活用しつつ、クエンカ市における司法制度の分析の一環として、クエンカ都市法における裁判の種類とその裁判で採用された事実認定の方法について紹介し小考を加えるものである。

クエンカ都市法の裁判は、事実認定の方法により、判事裁判と神明裁判の２種類に大別される。前者は判事を事実認定者とし、裁判において判事が証拠に基づいて事実を認定し、それを基礎に判決を下すものである。後者は一

1　クエンカ都市法成立の背景、クエンカ都市法に関する研究史および都市法におけるクエンカ都市法の位置づけについては、大内一、「クエンカ都市法（Fuero de Cuenca）に関する一考察」、*Estudios Hispánicos*, 23, 1998, ps. 145-158、カスティーリャ王国における都市法の発展、侮辱罪および価値観については、大内一、「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」、Estudios Hispánicos, 21, 1996, ps. 73-96 を参照されたい。

2　大内一、「クエンカ都市法－試訳と解題（１）－」、*Estudios Hispánicos*, 24, ps. 51-84;「クエンカ都市法－試訳と解題（２）－」、*Estudios Hispánicos*, 25, ps. 111-137;「クエンカ都市法－試訳と解題（３）－」、*Estudios Hispánicos*, 27, ps. 63-100;「クエンカ都市法－試訳と解題（４）－」、*Estudios Hispánicos*, 30, ps. 93-121；「クエンカ都市法－試訳と解題（５）－」、*Estudios Hispánicos*, 31, ps. 121-157；「クエンカ都市法－試訳と解題（６）－」、*Estudios Hispánicos*, 32, ps. 35-68 および「クエンカ都市法－試訳と解題（７）－」、*Estudios Hispánicos*, 33, ps. 77-105. これらは、ウレーニャによって校訂化がなされたクエンカ都市法（Rafael de Ureña y Smenjaud, *Fuero de Cuenca (Formas primitiva y sistemática: texto latino, texto castellano y adaptación del Fuero de Iznatoraf). Edición crítica con traducción, notas y apéndice*, Madrid, 1935）の「エスコリアル版」（ラテン語版）と「バレンシア版」（ロマンセ版）を底本とし、バルマーニャによるその現代語訳 *El Fuero de Cuenca. Introducción, traducción y notas de Alfredo Valmaña Vicente*, Cuenca, 1978 に依拠している。本稿での各規定の章・条表記は後者にしたがっている。

般に「オルダリア」[3]と称され、判事による事実認定の代わりに罪科や訴訟の決定を神の意志に仰ぐ裁判あるいは神が道理ある者に有利に介入するという考えに基づく裁判である。クエンカ都市法は判事裁判を基軸としていたが、神明裁判の一つである決闘裁判も補完的な裁判として比較的広く採用されていた。それに対し、同じ神明裁判でも熱鉄裁判は極めて限定的な場合にのみ行われ、水裁判など他の神明裁判に関する規定は存在していない[4]。

1．判事裁判

クエンカ都市法における事実認定者は基本的に治安判事と判事であった。治安判事に就任するためには、その職に相応しい「賢明で思慮分別があり、真偽と正邪を見分けることのできる人物」でなければならず[5]、就任に際し、市会に対して、両親への愛や子供への情、金銭欲や報復欲求、友人や市民あるいは余所者の懇願や賄賂によりクエンカ都市法の規定に違反することも法の道に背くこともしない旨を聖書にかけて宣誓しなければならなかった[6]。これに対し、判事には治安判事に求められた上記の資質は求められていなかった[7]。

クエンカ市内で行われる判事裁判には、治安判事が自宅の戸口で判事１名と共に行う裁判（以下、「戸口裁判」と言う）[8]と治安判事およびすべての判事によって構成される「金曜法廷」と称された裁判の２種類があった。「金

3　この呼称はゲルマン法に由来するが、神明裁判自体は古代日本にも盟神探湯が存在したように、ゲルマン法固有のものではない。クエンカ都市法の裁判制度の詳細については、Niceto Alcalá-Zamora y Castillo, "Instituciones judiciales y procesales del Fuero de Cuenca", *Anuario de Estudios Medievales*, 12, 1982, pp. 59-132 を参照されたい。

4　後のサンチョ４世によるクエンカ都市法の改正により、神明裁判は宣誓に取って代わられることになる。Niceto Alcalá-Zamora y Castillo, "Institucuones judiciales y procesales del Fuero de Cuenca", p. 99. 神明裁判については、R・バートレット（竜嵜喜助訳）、『中世の神判 火審・水審・決闘』、尚学社、1993 年；赤阪俊一、『神に問う 中世における秩序・正義・神判』、嵯峨野書院、1999 年および高橋清徳、「中世の神判をみる視点とその座標系：カネヘムの諸説によるノート」、千葉大学法学論集 10、1996、ps. 73-98、轟木広太郎、「神判・法廷決闘から証人尋問へ　11, 12 世紀の西フランスにおける証明と社会」、『史林』90-6、2007, ps. 34-67 が詳しい。

5　第 16 章第２条。治安判事に関する任命日、任命者、任期、資格、不正就任の禁止および就任宣誓等については、大内一、「クエンカ都市法の条文に見る都市官職」、*Estudios Hispánicos*, 34, 2009, ps. 65-80 を参照されたい。

6　第 16 章第６条。

7　この資質の違いは、後に言及する治安判事による証言と判事による証言の証拠能力の差に反映している。ちなみに、判事に関する任命日、任命者、任期、資格、不正就任の禁止および就任に際する宣誓義務に関する規定は、治安判事の場合と同様であった。

8　第 16 章第 16 条。午前９時から正午の間に行われた。

曜法廷」は、治安判事と判事による共同審判であり、治安判事とすべての判事が出席する義務を負っていた[9]。「金曜法廷」に提訴できる者は、クエンカ市民および属村民に限定されたが、そのなかでは提訴の自由が保障されていた[10]。裁判は原則として告発主義がとられ、個人による告発が行われてはじめて裁判が開かれた[11]。治安判事による「戸口裁判」の判決を不服とする者は、「金曜法廷」に控訴することができた[12]。「金曜法廷」は、即日判決を下さねばならなかったが[13]、その判決を不服とする訴訟当事者は、クエンカ都市法の規定にその判決が適うものか否かの確認を求めることができた[14]。従来の規定で裁けない事例の場合は、さらに市会に控訴することができた[15]。

「戸口裁判」と「金曜法廷」のいずれの場合も、治安判事あるいは判事が事実認定を行うための基礎となる証拠として想定されているのは、物的証拠としての検証物と人的証拠としての証人および当事者本人（による証言）であった。もっとも、事実認定の方法や証拠の種類（物的証拠か人的証拠か）に具体的に言及する規定は極めて少なく、訴訟に関する条文の多くは、「…する者は、原告がそれを立証する場合…」あるいは「…原告が立証できない場合、被告（人）は…名の市民と共に身の証を立てること。すれば信用される」との文言が明示するように、基本的に原告が立証責任を負うことを明言しつつ、証拠に基づいて事実認定がなされた後の量刑や処分内容（刑罰や贖罪金額の決定）あるいは事実認定ができなかった場合の潔白証明の手段を重視する叙述になっている。

検証物に直接的に言及した条文としては、「暴行されたと訴え出る女性は、頬に残る掻き傷を示しながら、暴行が行われた日から３日以内に治安判事および判事に提訴すること…」[16]が数少ない例として挙げられるが、この条文からは、治安判事および判事が婦女暴行の証拠として被害者の「頬に残る掻き傷」を検証の対象にしていたことは明白である。上述のように検証物の状態を直接観察することに言及する叙述はないものの、身体に対する攻撃に関

9　第16章第17条および第24章第９条。
10　第24章第１条。治安判事の家の戸口における裁判に提訴できる者に関する規定は見られないが、「金曜法廷」と同様であると考えるのが妥当である。
11　第16章第14条。
12　第24章第27条。
14　第24章第２条。この結果は月曜日に読み上げられた（第24章第３条）。
15　第24章第５条。10メンカル（１メンカル＝1.5スエルド）以上の金額をめぐる訴訟の場合、国王裁判への上訴も可能であった（第27章第１条）。
16　第11章第26条。

する訴訟については、「…出血した場合…」や「…青あざができた場合…」の表現が数多く見られるように、原告が受けた肉体的傷害の部位あるいは傷が治安判事および判事にとって検証の対象になっていたことは明らかである[17]。

人的証拠としての証人に直接的に言及する条文は、物的証拠としての検証物に直接言及する条文と同様に少ない。しかしながら、「所有者の意志に反してその家畜に乗る者は、（複数の）証人の証言によりその事実が立証された場合、…」[18]が示すように、証言が事実認定のため重要な証拠として理解されていたことは明らかである。

証人となるための基本的資格については、「クエンカ市民およびその子供は、クエンカ市民もしくはその子供のために宣誓し、証言するよう命じる…ここで言うクエンカ市民とは、クエンカ市およびその属村に住み、土地台帳に登録されているすべての者を言う。…」[19]の条文が示すように、クエンカ市民かその子供あるいはクエンカ属村民かその子供でなければならなかった。実際の裁判に際して、証人は、法廷において治安判事あるいは判事から「我々が尋ねることに対し、汝が真実を述べるならば、王のなかの王にして主のなかの主である全能の神がこの世と来る世において汝を守り助けんことを。羞恥心や恐怖心、金銭や依頼を理由に我々が尋ねることに対して真実を隠す場合、王のなかの王にして主のなかの主である全能の神が汝の妻や子および汝が深く愛するものと共に汝の魂と肉体を滅ぼさんことを」と告げられた後に「アーメン」と答えなければならなかった[20]。「アーメン」と答えることができない者は証人として認められなかった。治安判事および判事は、「アーメン」と答えた証人に対し、現場において事の仔細を実際に見聞きしたか否かを改めて尋ね、証人が「はい」と答えた場合にその具体的な内容を聴取した。証人自身が事の仔細を目で見て耳で聞いていること、すなわち「見」と「聞」の２要件が必要とされ、聾者や唖者および盲人は証人として認めら

17　一般には証書類も検証物であるが、クエンカ都市法で言及される売買証書は、証人による証言の再生産物と理解されていた。

18　第33章第21条。その他に、第34章第7条および同第12条も同様である。

19　第20章第12条。さらに、第20章第18条では、12歳以上の男子は、20メンカル未満の訴訟について証言することができた。20メンカル以上の訴訟の場合には、決闘裁判に応じるつもりがあれば証言することができるとされた。

20　第25章第9条。

れなかった[21]。また、証言する者は正気でなければならず、狂人や精神錯乱者、悪魔つきは証人になることができなかった[22]。また、裁判の公平性の観点から、当該訴訟に関わる弁護人、当事者の「敵」および裁判受益者も証人から排除された[23]。証人は、その証言が信用されない場合、決闘裁判に応じなければならなかった[24]。偽りの証言をした者は二度と証人として受け入れられず、「偽証の不名誉が世間に知れ渡るよう」名前を公表された[25]。

証言の証拠力には、訴訟で争われる金額や証人の社会的地位に応じて差異が生じる場合も見られた。一般に、20メンカル未満の金額をめぐる訴訟では、証人の証言はそのまま信用された。しかし、20メンカル以上の金額をめぐる訴訟については、通常、証人はその証言が信用されなければ決闘裁判に応じなければならなかったのに対し[26]、治安判事、判事と書記官が共に行う証言はそのまま信用され、決闘裁判に応じる必要もなかった[27]。この事実は、「治安判事、判事あるいは書記官が一般市民と共に20メンカル以上の金額に関する訴訟で証言し、信用されない場合に決闘裁判に応じなければならない」[28]とする条文を考慮すると、宣誓を行って役職に就いた者3名が同時に行う証言の信憑性が高く評価されていたことを明示している。また、債務あるいは請求をめぐる訴訟の場合、一般の証人は、「市内であれば3名の市民と共に、市外であれば2名の市民と共に証言すること」[29]と規定されたのに対し、「判事は市の内外を問わず市民2名のみで証言することができる」[30]と規定されており、この事実もまた判事の証言の証拠力が一般市民のそれより高いとされていたことを示している。

証人は、「宣誓すべき者は、如何なる者であれ十字架にかけて宣誓すること」[31]が示すように、証言する際に十字架にかけて宣誓しなければならなかった。この宣誓行為は証言を有効なものにするための一つの手続きであった。また、宣誓あるいは共同宣誓は、一般に「…が立証できない場合、被告(人)は、

21　第25章第10条。
22　第25章第11条。
23　第25章第2条。
24　第31章第7条。
25　第41章第10条。
26　第21章第1条。
27　第21章第2条。
28　第21章第3条。
29　第20章第13条。
30　第20章第16条。
31　第25章第12条

…名の市民と共に身の証を立てること。そうすれば信用される」の文言が示すように、事実認定ができなかった場合の潔白証明の手段としても機能していた。この場合、宣誓者は、その裁判の原告から「あなたは判事が下した判決にしたがって宣誓するために来たのか」と尋ねられ、「そうだ」と答えなければならなかった[32]。その後、原告はその宣誓者に対し思う存分悪態をつき、宣誓者は原告に「アーメン」と言うよう命じられるまで押し黙っていなければならなかった[33]。何らかの反論を行った場合には、その宣誓者を立てた被告（人）は敗訴となった[34]。

前記の場合の宣誓人あるいは共同宣誓人[35]の人数には、被告（人）自身による宣誓、市民１名との共同宣誓、市民２名の共同宣誓、教区代表２名との共同宣誓、市民６名との共同宣誓、市民12名との共同宣誓と言うように幅が見られた。

市民12名の共同宣誓人に言及する条文として、後に述べる決闘裁判との二者択一に言及するものを除き、「他人の家に侵入する者」[36]、「家で火傷を負わせる者」[37]、「他人の家の扉に投石する者」[38]、「他人の家に投石する者」[39]、「故意に粉挽き場を焼失させたと疑われる者」[40]、「故意に家畜を暴走させ他人を死亡させたと疑われる家畜の所有者」[41]、「入浴中の女性から衣服を奪う者」[42]、「夫に不貞を疑われる妻」[43]、「騎士が手にする手綱や馬銜に乱暴に手をかける者」[44]、「騎士を無理やり引き下ろす者あるいは拍車や突き棒で人を虐げる騎士」[45]、「他人の顔の上に尻をのせる者あるいは他人の顔に向かって放屁す

32　第25章第12条。
33　第25章第13条。
34　第25章第14条。
35　共同宣誓人とは、被告（人）が訴訟事由である違法行為をするような人物でないことを宣誓により保証する者であり、無実を証言する者ではない。
36　第６章第２条。立証された場合の贖罪金は500スエルド（１スエルド＝１／８マラベディー＝12ディネロ）とされ、殺人罪の場合の贖罪金300スエルドより高額であった。
37　第６章第４条。立証された場合の贖罪金は400スエルドとされた。
38　第６章第14条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
39　第６章第16条。立証された場合、贖罪金10マラベディー（１マラベディー＝８スエルド＝96ディネロ）と損害額の２倍を支払うことと規定された。
40　第８章第14条。立証された場合の贖罪金は住居侵入の場合と同額とされた。
41　第11章第７条。
42　第11章第32条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
43　第11章第50条。この場合は市民の妻12名との共同宣誓であった。
44　第12章第22条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
45　第12章第23条。立証された場合の贖罪金は500スエルドとされた。

る者」[46]、「墓を掘り起こし死者から衣服を奪う者」[47]、「敵を家に匿ったと疑われる者」[48]、「ユダヤ教徒を殺害するキリスト教徒」[49]、「市軍が戦う戦場において略奪あるいは窃盗を犯す者」[50]、「鳩舎に入り込む者、放火あるいは破壊する者」[51]、「他人の藁置き場に放火する者」[52]が挙げられる。これらの条文で言及されている違法行為は、当時のクエンカ市において重視された社会的価値観[53]に大きく反する行為であり、贖罪金額から判断しても重罪であった。また、市民6名との共同宣誓を規定する条文は、「日中に他人の果樹から果実を盗む者」[54]の1例のみであった。

教区代表2名の共同宣誓人に言及する条文は、「農作業中の人を農地から追い出す者」[55]、「徒党を組み人に危害を加え、あるいは負傷させる者」[56]、「徒党を組んで人を殴打する者あるいは頭髪を引っ張る者」[57]、「安全を保証された人を襲う者」[58]、「女性の頭髪を掴む者」[59]、「他人の頭髪を怒って激しく掴む者」[60]、「人を乱暴に押す者」[61]、「人を拳で殴打する者」[62]、「人の首もしくは顔を引っ掻く者」[63]、「他人の頭髪を刈る者」[64]、「法廷において拳の殴打する

---

46 第12章第29条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
47 第13章第7条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
48 第15章第8条。立証された場合の贖罪金は100マラベディーとされた。
49 第29章第32条。立証された場合の贖罪金は500スエルドとされた。逆に、ユダヤ人がキリスト教徒を殺害した場合は、12名のユダヤ人市民との共同宣誓により無実とされた。
50 第31章第11条。立証された場合の贖罪金は400マラベディーとされた。
51 第34章第14条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。
52 第41章第3条。立証された場合の贖罪金は500スエルドとされた。
53 当時のクエンカ都市法における犯罪行為と贖罪金ならびに犯罪行為の意味については、大内一、「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」、*Estudios Hispánicos*, 21, 1996, ps. 73-96を参照されたい。
54 第5章第15条。立証された場合の贖罪金は10マラベディーとされた。また、夜間に果実を盗む者については、贖罪金も2倍の20マラベディー、共同宣誓人の数も2倍の12名とされた。
55 第2章第28条。立証された場合の贖罪金は、被害者一人につき30マラベディーとされた。
56 第11章第10条。立証された場合、犯した罪の贖罪金の倍額を支払うことと規定された。
57 第11章第13条。立証された場合、犯した罪の贖罪金の倍額を支払うことと規定された。
58 第11章第16条。立証された場合、犯した罪の贖罪金の倍額、2倍の賠償金を支払うことと規定された。
59 第11章第30条。立証された場合の贖罪金は10マラベディーとされた。
60 第12章第4条。立証された場合の贖罪金は5マラベディー、頭髪を掴んで地面に倒した場合の贖罪金は10マラベディーとされた。
61 第12章第5条。立証された場合の贖罪金は2マラベディー、押し倒した場合は10マラベディー、その結果青あざができた場合は30マラベディーとされた。
62 第12章第6条。立証された場合の贖罪金は、1殴打につき10マラベディー、それにより青あざができた場合は20マラベディーとされた。
63 第12章第7条。立証された場合の贖罪金は2マラベディーとされた。
64 第12章第17条。立証された場合の贖罪金は10マラベディーとされた。

者あるいは頭髪を引っ張る者」[65]、「倒れている人を足蹴にする者」[66]、「人の尻を叩く者」[67]、「人に卵やキュウリなど汚すものを投げつける者」[68]、「人を侮辱する戯れ歌を作る者」[69]、「人を噛んだとされる犬の所有者」[70]であった。これらの違法行為の贖罪金は２マラベディーから30マラベディーの間、概ね10マラベディーから20マラベディーであった。これらの規定の共通点は、損害賠償について直接的に言及されておらず、言及される犯罪行為が刑事的性格の強いことである。もっとも、贖罪金が原告と治安判事や判事あるいは国王に支払われることから、贖罪金が罰金と賠償金の両義性を有していたことは明らかである。また、先に述べた市民12名との共同宣誓を必要とされる事例と比較すると、犯罪性の大小と必要とされる共同宣誓人との数とが対応していることは明白である。

さらに、２名の市民との共同宣誓に言及する条文として、「農作業中の家畜を逃がす者」[71]、「日中に他人の畑を刈り取る者あるいは掘り起こす者」[72]、「灌漑のために水をせき止める者」[73]、「取水の順番を違える者」[74]、「他人の地所の囲いを壊す者」[75]、「他人の堰を不当に壊す者」[76]、「人を癩者、寝取られ夫、男色者、男色者の子と呼ぶ者」[77]が挙げられる。これらの条文で言及される贖罪金は概ね２~10マラベディーであり、贖罪金の額から判断すると、ここで扱われる違法行為の犯罪性はこれまで確認してきたものと比較すると相対的に低いと言える。また、これらの規定の大部分が２倍の賠償金を支払う

65　第12章第19条。立証された場合、各々の場合の贖罪金の倍額を支払うことと規定された。
66　第12章第24条。立証された場合の贖罪金は10マラベディー、さらに負傷させた場合には20マラベディーとされた。
67　第12章第25条。立証された場合、１叩きにつき５スエルド支払うことと規定された。
68　第12章第30条。立証された場合の贖罪金は10マラベディーとされた。
69　第12章第32条。立証された場合の贖罪期は10マラベディーとされた。
70　第34章第６条。立証された場合、その犬を原告に引き渡すことと規定された。
71　第２章第26条。立証された場合、逃げた家畜の価格の倍額を支払うことと規定された。
72　第３章第20条。立証された場合、贖罪金60メンカルと２倍の賠償金を支払うことと規定された。夜間の場合は贖罪金も２倍とされた。
73　第５章第２条。立証された場合、贖罪金10マラベディーと２倍の賠償金を支払うことと規定された。
74　第５章第３条。立証された場合の贖罪金は２マラベディーとされた。
75　第５章第10条。立証された場合、贖罪金５マラベディーと２倍の賠償金を支払うことと規定された。
76　第８章第17条。立証された場合、贖罪金10マラベディーと損害額の２倍を支払うことと規定された。
77　第12章第３条。立証された場合、贖罪金２マラベディーを支払い、さらにそのような事実を知らない旨を宣誓することと規定された。

よう命じていることは特徴的である。なぜなら、贖罪金を倍額にする加重事由も見られず、賠償金を倍増する可能な根拠が見当たらないからである。贖罪金が比較的低額であることを考慮すると、賠償額を倍増することでこれらの違法行為の抑止を図ると共に、原告の利益をより手厚く保護しようとする市会の意図が窺える。

市民1名との共同宣誓に言及する条文には以下のようなものがある。すなわち、「日中に穀物畑を荒らした家畜の所有者」[78]、「日中にブドウ畑を荒らした家畜の所有者」[79]、「他人の胡桃の樹皮を剥ぐ者」[80]、「果樹以外の木を切り倒す者」[81]、「樫もしくは楢の木を切り倒す者」[82]、「他人の家の戸口で用便する者」[83]、「他人の家に骨を投げつける者」[84]、「所有する家畜が他人を負傷あるいは死亡させた場合」[85]、「5メンカル以上10メンカル未満の窃盗」[86]、「他人の家畜を殺す者」[87]、「猟犬（マスチフ）を殺すあるいは傷つける者」[88]、「牧羊犬を殺すあるいは傷つける者」[89]、「獲物を横取りしたと疑われた猟師」[90]である。これらの条文で言及される違法行為に対する刑罰や贖罪金の額には他の場合と同様に幅があるが、それらの違法行為の犯罪性は、「5メンカル以上10メンカル未満の金品の窃盗」と同等と見なされていたと判断できる。また、これらの条文で言及されている損害賠償については倍額とされていないことが確認できる。

---

78 第3章第1条および第5条。立証された場合、家畜1頭につき、畑に播かれた種と同種類の種1アルムー（1セレミン＝約4.6リットル）を賠償することと規定された。

79 第4章第5条。立証された場合、その損害賠償を得ることができた。夜間の場合は、市民2名との共同宣誓が必要とされた。

80 第5章第13条。立証された場合の贖罪金は10マラベディーとされた。

81 第5章第17条。立証された場合の贖罪金は5マラベディーとされた。

82 第5章第18条。立証された場合の贖罪金は5マラベディーとされた。

83 第6章第13条。立証された場合の贖罪金は300スエルドとされた。

84 第6章第15条。立証された場合の贖罪金は5マラベディーとされた。

85 第11章第3条。立証された場合、損害を賠償するかその家畜を原告に引き渡すことと規定された。

86 第11章第17条。立証された場合、崖から突き落とされることと規定された。

87 第33章第16条。立証された場合、原告の宣誓するところにしたがってそれを賠償することと規定された。

88 第34章第1条および第4条。立証された場合の贖罪金は5マラベディーとされた。

89 第34章第2条および第4条。立証された場合の贖罪金は15メンカルとされた。

90 第35章第3条および第4条。立証された場合、贖罪金10マラベディーと、さらに山ヤギなら1頭につき10メンカル、イノシシなら6メンカル、シカなら5メンカルを支払うことと規定された。

最後に、違法行為が立証できない場合に本人の宣誓のみで無実が認められる場合を規定した条文として、「果樹の枝を切り落とす者」[91]、「日中に他人の桑の葉を盗む者」[92]、「５メンカル未満の金品の窃盗」[93]、「他人の家畜を殴打する者」[94]、「他人の家畜を負傷させる者」[95]、「他人の家畜の尾毛を引く抜く者」[96]、「他人の家畜を棒で突く者」[97]、「他人の家畜に乗る者」[98]、「他人の家畜に荷積みする者」[99]、「他人の牝馬に自分の牡馬を交配させる者」[100]、「他人のイベリアンハウンド犬を殺す者」[101]、「ウサギ狩り犬を殺す者」[102]、「損害を与えた犬の所有者」[103]、「他人の仕掛けた罠を故意に発動させた者」[104]が挙げられる。これらの条文は、農業や狩猟に関連する違法行為を扱ったものがほとんどであり、それらの違法行為の犯罪性は、「５メンカル未満の金品の窃盗」と同等と考えられていたと言える。

さらに本人単独の宣誓あるいは共同宣誓は、治安判事あるいは判事による裁判を介さず、それを行うだけで「信用される」場合もあった。例えば、「10メンカル以上の相続財産を隠蔽していると疑われる者」[105]、「殺人者の財産を隠匿していると疑われている者」[106]、「負傷した家畜を売却したと疑われる者」[107]、「預かった馬を失ったと疑われる牧草地の番人」[108]、「引き渡しを求め

91　第５章第 14 条。立証された場合の贖罪金は５スエルドとされた。
92　第５章第 16 条。立証された場合の贖罪金は１マラベディーとされた。夜間に盗む者については、２名の共同宣誓者、贖罪金も２マラベディーと２倍とされた。
93　第 11 章第 17 条。
94　第 33 章第 17 章。立証された場合の贖罪金は５スエルドとされた。
95　第 33 章第 18 条。立証された場合の贖罪金は５スエルドとされた。
96　第 33 章第 19 条。立証された場合の贖罪金は５スエルドとされた。
97　第 33 章第 20 条。立証された場合の贖罪金は５スエルドとされた。
98　第 33 章第 21 条。立証された場合の贖罪金は 10 スエルドとされた。
99　第 33 章第 22 条。立証された場合、一夜毎に 10 マラベディーを支払うことと規定された。
100　第 33 章第 23 条。立証された場合、１回毎に２マラベディーあるいは生まれた仔馬の半額を支払うことと規定された。
101　第 34 章第１条。立証された場合の贖罪金は 10 メンカルとされた。
102　第 34 章第３条。立証された場合の贖罪金は５メンカルとされた。その他の犬の場合は２メンカルとされた。
103　第 34 章第６条。立証された場合、その損害を賠償するかその犬を原告に引き渡すことと規定された。
104　第 35 章第 16 条。立証された場合、贖罪金５スエルドを支払い、原告が宣誓して述べた損害額の２倍を支払うことと規定された。
105　第 10 章第 24 条。市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
106　第 14 章第 39 条。市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
107　第 33 章第２条。健康な家畜を売却したと確信する場合、市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
108　第 37 章第 19 条。預かっていないと主張する場合、市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。

られた物件を大市で購入したと主張する者」[109]、「引き渡しを求められた物件をイスラム教徒の支配地で購入したと主張する者」[110] および「引き渡しを求められた物件を戦利品の競売で購入したと主張する者」[111] は、市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。また、「５メンカル以上10メンカル未満の相続財産を隠蔽していると疑われる者」[112]、「判事が命じる贖罪金で和解したと疑われる者」[113]、「担保の家畜の死が過失によると疑われた家畜用益者」[114]、「他人が見つけた死んだ獲物について、自分の猟犬あるいは自分の矢で獲物を仕留めたと主張する猟師」[115]、「預けた馬以外の家畜を牧草地の番人が失ったと主張する者」[116] および「家畜を殺したあるいは傷つけたと疑われる番人」[117] は市民１名との共同宣誓により、「未開墾地から家畜を連れ去ったと疑われる穀物畑の管理人あるいは所有者」[118] および「５メンカル未満の相続財産を隠蔽していると疑われる者」[119] は本人のみの宣誓により信用された。

２．神明裁判

イグレシア・フェレイロスの研究によれば、神明裁判はイベリア半島において、11、12 世紀を通して、事実認定が不可能な場合や証人による証言の信憑性が疑われる場合に様々な形式で実践されていた[120]。クエンカ都市法の場合、そのなかで言及される神明裁判は、決闘裁判と熱鉄裁判の２種類だけである。

---

109 第 40 章第 13 条。市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
110 第 40 章第 14 条。市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
111 第 40 章第 15 条。市民２名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
112 第 10 章第 24 条。市民１名との共同宣誓により法的に嫌疑を晴らすことができた。
113 第 11 章第 12 条。市民１名との共同宣誓により嫌疑を晴らすことができた。
114 第 33 章第４条。市民１名との共同宣誓により嫌疑を晴らすことができた。
115 第 35 章第 11 条。市民１名との共同宣誓により信用された（山ヤギ、イノシシ、シカの場合）。その他の獲物の場合は一人で宣誓すれば信用された。
116 第 37 章第 19 条、市民１名との共同宣誓が行われた場合、家畜の番人は失った家畜を賠償することと規定された。
117 第 37 章第 21 条。市民１名との共同宣誓により嫌疑を晴らすことができた。
118 第３章第 15 条。一人で被った損害のゆえに家畜を連れ去ったと宣誓するだけで信用された。
119 第 10 章第 24 条。一人で宣誓すれば信用された。
120 詳細は、Aquilino Iglesia Ferreriós, “El proceso del Conde Bera y el problema de las ordalías” , *Anuario de Historia del Derecho Español*, 51, 1981, pp. 1-222 を参照されたい。

2－1．決闘裁判

決闘裁判には、殺人罪を認めない者に対して被害者の親族が挑むべきとされ、判事裁判と明確に区別された「決闘」[121]と犯罪や他の違法行為が立証されない場合に被告人が無実を証明するための手段の一つとして市民12名との共同宣誓との二者択一により採用される決闘裁判の２種類に大別される。

「決闘」は、アルカラー・サモラによると、古ゲルマン的な伝統であるジッペ単位による「血讐」の名残もしくは発展したものであり[122]、「…如何なる者も、殺人の罪と無関係な者に対して、憎悪もしくは欲心のゆえに決闘を挑まないよう…」が示すように、殺人を犯した者以外は「決闘」を挑まれることはなかった[123]。「決闘」を挑むことができるのは、殺害された者に最も近い親族のなかから判事に選ばれた者とされていた[124]。「決闘」の申し込みは、殺人１件につき一度かぎり[125]、挑む相手は一度に５名[126]まで、曜日は日曜日、場所は市会の前で行うと規定されていた[127]。「決闘」を申し込んだ者は、実際に裁判が行われる金曜日まで決闘相手に「休戦」を与えて身の安全を保証しなければならず、決闘相手が「金曜法廷」に出廷しない場合には、その者を罪に問われることなく殺害することができた[128]。「金曜法廷」が開かれると、「決闘」を挑まれた者は、殺人を否認する場合、選択肢の一つとして、判事裁判に事実認定を委ねることができた。この場合、治安判事と判事は迅速に事件を調査し判決を下さなければならなかった。犯罪の事実が認定され有罪となった場合、決闘を挑まれた者は挑んだ者に贖罪金200マラベディーを支払い、その「敵」とされた。犯罪事実が認定されない場合は無罪とされ、贖罪金を支払う必要も「敵」とされることもなかった。もう一つの選択肢は、「…12名の市民と共に身の証を立てること。そうすれば信用される。もしくは、宣誓の後に決闘裁判に応じること。この選択は原告に委ねられる」[129]が示す

---

121 この「決闘」については、クエンカ都市法の第14章に詳細に規定されている。
122 Niceto Alcalá Zamora y Castillo, "Instituciones judiciales …", p. 100.
123 第14章第２条。
124 第14章第２条。
125 第14章第５条。
126 ５名までの場合分けについては、第14章第８条～第34条を参照されたい。
127 第14章第２条。
128 第14章第６条。
129 第14章第７条。他に第９条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条が12名の共同宣誓人に言及している。

ように、決闘を挑んだ者の意志にしたがって、市民12名との共同宣誓によって身の潔白を立証するか「決闘」に応じるかのいずれかを受け入れることであった。「決闘」を挑まれた者は、その罪を認めた場合および「決闘」に敗れた場合、「決闘」を挑んだ者に贖罪金200マラベディーを支払い、その「敵」とされた[130]。もっとも、「敵」との和解を望む場合、日曜日に市会の前で和解をすることが可能であった[131]。

また、殺人罪の場合のように「決闘」を挑むという行為が強調されないものの、クエンカ都市法の条文のなかには、「…容疑者が容疑を否認する場合、12名の市民と共に身の証を立てるか、さもなければ決闘裁判に応じること…」と叙述する条文が散見される。具体的には、「女性の乳房を切り取る者」[132]、「女性のスカートを切り裂く者」[133]、「他人の目を潰す者」[134]、「他人の前歯を折る者」[135]、「他人の指を切断する者」[136]、「他人の親指を切断する者」[137]、「他人の腕を切断する者」[138]、「他人の足を骨折させる者[139]」、「他人の耳を削ぎ落とす者」[140]、「他人の鼻を削ぎ落とす者」[141]、「男性を去勢する者」[142]に関する条文である。これらの条文における「決闘」は、そこに言及される犯罪のほとんどが大きな身体的傷害や流血を伴う点で殺人に準ずる大罪であることに加え、「…有罪が立証されない場合…」という文言を欠いていることから、判事裁判と一線を画した殺人罪の場合の「決闘」と同様の性格をもつものと考えられる。これらに共通する特徴は、判事裁判を介さず、市民12名との共同宣誓のみにより無実を立証できたという点である。

さらに、前述したように決闘裁判には、「…他人の住居に放火する者は、…それが立証されない場合、12名の市民と共に宣誓するか、さもなければ決闘裁判に応じること。…その選択は原告に委ねられる」[143]の文言が示すよ

131 第14章第4条。
132 第11章第33条。
133 第11章第34条。
134 第12章第8条。
135 第12章第9条。
136 第12章第10条。
137 第12章第11条。
138 第12章第12条。
139 第12章第13条。
140 第12章第14条。
141 第12章第15条。
142 第12章第16条。
143 第6章第4条。

うに、判事裁判において犯罪や他の違法行為が物的証拠や証人の証言によって立証されない場合、無罪を確定するための基礎を補完する手段として、原告が被告人に対して（市民12名との共同宣誓と二者択一する形で）応じるよう求めるものがあった。この事実は、市民12名との共同宣誓と決闘裁判が、被告人が犯行を否認した場合の判決の基礎として同等に機能していたことを示している。同様の決闘裁判に言及する条文として、「市内で徒党を組み他人を殺害する者」[144]、「街道で同伴者を殺害する者」[145]、「安全を保証された者を殺害する者」[146]、「20メンカル以上の窃盗を犯す者」[147]、「女性を暴行する者」[148]、「他人の顎髭を引っ張る者」[149]、「他人に汚物を食わせる者」[150]、「他人の肛門に棒を突っ込む者」[151]、「イスラム教徒に食糧を売却する者」[152]、「他人の妻を自慢する者」[153]が挙げられる。もっとも、これらの条文のなかに殺人罪に関わるものが見られることから、殺人罪に関する裁判が必ずしも「血の報復」を彷彿させる「決闘」の場合のみによって行われたのではないことが判る。また、この手順は、「決闘」の場合の「決闘」を挑まれた者の二者択一の選択肢（判事裁判にすべてを委ねるか、決闘を挑んだ者の意志にしたがって市民12名との共同宣誓によって身の潔白を立証するか「決闘」に応じる）が折衷された結果である可能性も否定できない。

この場合の具体的な決闘裁判の手順については第22章において詳細に規定されている。決闘裁判は土曜日に行われた[154]。決闘を挑まれた者は、病気である場合、患部が目で確認できる部位の場合は判事にそれを示し、患部が体内あるいは恥部の場合、他ならぬその病気のゆえに戦えない旨を宣誓しなければならず、それができない場合は決闘を受け入れなければならなかった[155]。決闘を受け入れた者は、騎乗での決闘か徒による決闘かを選ぶことが

144 第11章第13条。
145 第11条第15章。
146 第11章第16条。
147 第11章第17条。
148 第11章第26条。
149 第12章第18条。
150 第12章第31条。
151 第12章第34条。
152 第13章第4条。
153 第13章第8条。
154 第22章第1条。
155 第22章第2条。

できた[156]。決闘を挑んだ者は、決闘を挑まれた者と同等の体格や経験を有する者を9日毎に5名ずつ3度まで、すなわち長くとも27日以内に15名のなかから決闘者候補として治安判事および判事に推薦しなければならなかった[157]。治安判事と判事は推薦された候補者から決闘者として相応しい者を誠実に見出す義務を負ったが、決闘者として相応しい者を見出せない場合、決闘を挑まれた者は、自ら身の潔白を宣誓すれば信用され、名誉を回復することができた[158]。決闘者の選出に際しては、決闘者の対等性が重視され、騎乗による決闘の場合は決闘を生業とする者および左利きの者、徒での決闘の場合はそれらに加えて鍛冶職人と決闘経験者が決闘者候補から排除された[159]。対等な決闘者が見出され決闘が行われる場合、両決闘者は金曜日の夜を寝ずに過ごし、翌日にミサを受けた後に武装した[160]。そして、決闘を挑まれた者がまず主祭壇の前で聖書にかけて真実を守る旨の宣誓を行い、決闘を挑む者が直ちに決闘相手が偽りの宣誓をした旨を宣誓した[161]。「決闘に用いられる槍の穂先を丸く潰しておくこと」[162]との条文が示すように、決闘の目的は命のやり取りではなく、あくまでも両者の宣誓のいずれが真実かを明らかにすることであった。宣誓を済ませると決闘者は決闘裁判場に赴き、そこで治安判事および判事から決闘場の境界石[163]に関する説明を受けた[164]。決闘を始めるに際して、治安判事と判事は両者を日差しが平等になる位置に立たせなければならなかった[165]。決闘が始まると、原告側が絶えず攻撃し、決闘を挑まれた者は防御に専念しなければならなかった[166]。もっとも、騎乗による決闘の場合、馬と睾丸に対する攻撃は禁じられた[167]。ちなみに、決闘裁判で用いられる武具は、騎乗による決闘の場合、鎖帷子、冑、胸当て、槍、盾と剣2本、

156 第22章第4条。
157 第22章第6条および第12条。
158 第22章第6条および第12条。
159 第22章第5条および第11条。
160 第22章第6条および第12条。
161 第22章第6条。
162 第22章第22条。
163 第22章第17条。決闘初日に示された境界石は、その決闘が終了するまで狭めてはならなかった。
164 第22章第6条。
165 第22章第6条。
166 第22章第6条。
167 第22章第17条。

徒による決闘の場合は鎖帷子、冑、胸当て、槍、盾と剣１本と規定され[168]、これ以外の武具を用いた決闘者は敗訴となった[169]。決闘者が決闘場に入った後は、執達吏（アンダドール）[170]が決闘者の武具を紛失しないように警備する義務を負った[171]。決闘中に決闘場の境界線から足を踏み出した者は敗者とされた[172]。もっとも、殺人あるいは窃盗をめぐる決闘裁判の場合を除き、決闘者は決闘が始まる前はもとより決闘中であっても和解に合意することができた。しかし、殺人あるいは窃盗をめぐる決闘裁判の場合、一端決闘が始まると国王代官の許可なく和解に合意することはできなかった[173]。決闘が日没を迎えても決着しない場合、決闘は中断され、決闘者は治安判事の家に連れ帰られてその夜の寝食を共にした[174]。治安判事は決闘者が他者と一言も会話しないよう監視した[175]。翌日、治安判事と判事は、決闘者と武器を中断した時と同じ状態に戻したうえで決闘を再開させた[176]。決闘を挑まれた者が敗れた場合、偽りの宣誓をしたことが判明したことになり敗訴となった[177]。決闘者が死亡した場合は敗者と見なされ敗訴となった[178]。決闘を挑んだ者が３日目の日没までに相手を打ち負かすことができない場合、決闘を挑まれた者は信用され、その場で名誉が回復された[179]。他者が決闘に介入することは厳しく禁止され、決闘者に武器を故意に手渡す者には100マラベディー、決闘者に話しかける者および決闘場に立ち入る者には60マラベディーの罰金が科された[180]。

---

168 第22章第13条。
169 第22章第14条。
170 執達吏（アンダドール）の基本的な職務は、市会の決定事項および治安判事あるいは判事の命令の通達である。執達吏（アンダドール）の詳細については、大内一、「クエンカ都市法の条文に見る都市官職」、*Estudios Hispánicos*, 34, ps. 76-78 を参照されたい。
171 第22章第23条。
172 第22章第6条。
173 第22章第19条。
174 第22章第18条。
175 第22章第18条。
176 第22章第18条。
177 第22章第8条。
178 第22章第21条。さらに、同条によると、相手を死亡させた決闘者は、それを理由に贖罪金を支払うことも「敵」と見なされることもないとされた。
179 第22章第7条。
180 第22章第15条および第16条。この罰金は判事と原告で折半された。

2－2．熱鉄裁判

クエンカ都市法において、熱鉄裁判に言及している条文は以下に挙げる6つに限定される。すなわち、「女性がある男性の子供を身籠もったと言い、その男性がその女性を信用しない場合、その女性は熱鉄裁判を受けること…」[181]、「故意に堕胎する女性は、それを認める場合、火炙りに処されること。否認する場合は、熱鉄裁判によって身の証を立てること」[182]、「人や家畜やその他のものに魔法をかける女性は火炙りに処されること。それが立証されない場合、熱鉄裁判によって身の証を立てること…」[183]、「女薬草売りあるいは魔女は火炙りに処されること。さもなければ熱鉄裁判により身の証を立てること。」[184]、「夫を殺害する妻は火炙りに処されること。さもなければ熱鉄裁判により身の証を立てること。…熱鉄裁判を受けるべき女性は、5名の男性と姦淫した女性と売春斡旋女のみである。」[185]、「キリスト教徒を売却する男性もしくは女性は、それが立証された場合は火炙りに処されること。立証されない場合、…女性は熱鉄裁判により身の証を立てること…」[186]である。最初に挙げた胎児の父親をめぐる女性の訴えに関する規定を除いて、他のすべては女性が犯す重罪に関するものであり、その刑罰が火炙りとなる場合に、熱鉄裁判が女性の無実を証明する手段として採用されていたことが判る。

熱鉄裁判の手順は、クエンカ都市法第11章および第46条に詳細に規定されている。それによると、熱鉄の裁きに用いられる鉄棒の長さは手の平の長さ、幅は指2本分とされた。熱鉄の裁きに際して、鉄棒は聖職者によって祝福された。熱鉄は裁きを受ける女性が下方から熱鉄を握ることができるように高さ4フィートの位置に置かれた。治安判事は聖職者と共に鉄棒を過熱した。その間、呪いがかけられることのないよう他の如何なる者も鉄棒に近づくことが禁じられた。裁きを受ける女性も呪いを受けていないか入念に調べられた。その後、女性は衆目のなかで両手を洗い、乾いた手の平で下方から熱鉄を掴み、9歩歩いた後に熱鉄を丁寧に地面に置かなければならなかった。治安判事は直ちに女性の手をロウで被い、その上から亜麻布で被いさらに布

181 第11章第40条。
182 第11章第39条。
183 第11章第41条。魔法をかけたことが立証された場合は火炙りに処された。
184 第11章第42条。
185 第11章第43条。この場合、告発された妻はすべて熱鉄裁判にかけられた。
186 第11章第47条。

で巻き、その女性を治安判事の家で３日間過ごさせた後に手を調べた。火傷があればその女性は火炙りに処された。

３．まとめとして

以上、クエンカ都市法における判事裁判と神明裁判のそれぞれについて、条文の文言に依拠しつつ裁判手順および事実認定の方法を確認した。クエンカ都市法における裁判の基軸は、治安判事および判事を事実認定者とする判事裁判であった。彼らの事実認定の基礎となる主たる証拠は、治安判事あるいは判事が直接に検証する物的証拠と証人あるいは裁判当事者による証言（人的証拠）であった。前者については、様々な傷害行為の結果生じた出血や青あざ、骨折部位等の対象物を迅速に検証することが重視された。後者については、訴訟の原因となった具体的な出来事を証言者が実際に見聞していることが絶対要件であった。これらの証拠により違法行為の存在が認定された場合、被告（人）は有罪とされた。もっとも、事実認定あるいは証拠評価は、治安判事および判事の「自由な判断」に委ねられるものであり、この点で、事実認定者とりわけ治安判事には、資質に関する規定が見られたことからも、その人格や判断力に由来する優れた裁判能力が期待されていた。しかしながら、その事実認定に対する信頼は不十分であったと言わざるを得ない。なぜなら、クエンカ都市法では、証拠により違法行為が立証されない場合でも被告（人）は自動的に無罪とはならず、複数の市民との共同宣誓を行ってはじめて無罪と認められたからである。つまり、共同宣誓は無罪の確信を得るための手段として機能したのであった。そして、その共同宣誓人の数は、訴訟事由である違法行為の犯罪性の高さに対応していた。宣誓は十字架にかけて行われ、それに背いた場合、法的には偽証罪に問われた。さらに、当時のキリスト教信仰のあり方を考慮すると、偽証することで受けるであろう宗教的な罰も偽証を防ぐ抑止力として十分に機能したと考えられる。

判事裁判とは別に、罪科や訴訟の決定を神の意志に仰ぐ神明裁判である決闘裁判と熱鉄裁判が見られた。もっとも、両者は、判事裁判で原告が被告（人）の不法行為を立証できない場合、被告人が 12 名の市民と共に行う共同宣誓と同様に、被告人に無罪判決を下すため基礎となる事実を補完する手段として判事裁判制度の枠組みのなかで機能していた。この場合の決闘裁判では、決闘者の対等性が重視され、原告が一方的に攻撃し被告人が防御に専念するのが原則であった。また、熱鉄裁判は、有罪なら火炙りにされるべき罪を犯

した女性に限定されて採用された。一方、殺人を犯した者に対して被害者の親族が挑むべきとされた「決闘」は、被告人が「決闘」を申し込まれた際に判事裁判を受けるか「決闘」を受け入れるかを選択したことからも判るように、決闘裁判とは異なり判事裁判制度の枠外で機能していた。すなわち訴訟と対立する概念としての「自力救済」の性格を強く有していたと言える。

こうしてみると、クエンカ都市法のなかで、判事裁判と神明裁判とは相反する裁判システムとして対立していたのではなく、両者は、判事裁判を基軸とする裁判システムのなかで、神明裁判によって無罪の確証を得ることで判事裁判における無罪立証の困難性を解決するという形で共存していたと言うことができる。

イグレシア・フェレイロスが 11、12 世紀のイベリア半島において様々な神明裁判が実践されたことを明らかにしたことはすでに述べたが、本稿では、紙数の関係もあり、クエンカ都市とそれ以外の都市法およびアルフォンソ 10 世により編纂された『欽定都市法』や『エスペクロ』、『七部法典』の裁判のあり方あるいは立証方法を通時的に比較分析することができなかった。クエンカ都市法においても、サンチョ 4 世の時代の改正により、神明裁判が禁止され宣誓に取って代わられることになるが、12、13 世紀のカスティーリャ王国における裁判方法の変化を確認し、その傾向を 1215 年の第 4 回ラテラノ公会議における神明裁判の禁止に見られる当時のヨーロッパで生じていた裁判方法の変化あるいは「証明」をめぐる理解の「合理化」のなかでどう位置づけるかについては今後の課題としたい。